

最高裁秘書第714号

平成30年2月28日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

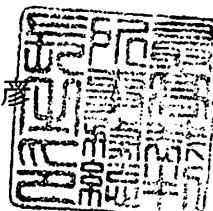
諮問番号 平成29年度（最情）諮問第84号

(担当) 秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330 (直通)

平成30年2月21日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

2月21日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、「司法修習終了証の実例がインターネットで公開されているにもかかわらず、特に弊害が発生していないことからすれば、本件対象文書は不開示情報に相当しない」旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

司法修習終了証の書式が分かる文書（最新版）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、1月24日付で、不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 司法修習終了証書は、司法修習生の修習を終えたことを要件とする弁護士登録のために必要な書類となるほか、公的機関及び民間企業等にも提出され

ることが想定される重要な証書である。

司法修習終了証書について、証明文言を含む書式全体が明らかとなると、当該書式を参考として同証書を偽造することが容易になり、ひいては同証書の提出先において、偽造された証書を真正なものと誤信するおそれがあることから、裁判所においては公表していない。

以上を踏まえ、司法修習終了証書の書式には、公にすると司法修習の終了という重要事項に関する証明事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報（証明文言等）が記載されており、同文書は、全体として行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、不開示とした。

イ よって、本件対象文書を不開示とした原判断は相当である。